

熊本県監査委員公告第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成30年6月6日から平成30年8月22日までの間に実施した定期監査結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年10月9日

熊本県監査委員 濱田 義之  
 同 竹中 潮  
 同 氷室 雄一郎  
 同 田代 国広

1 監査対象機関

部局名	機関名
知事公室	秘書グループ、広報グループ、くまモングループ、危機管理防災課、知事公室付
総務部	人事課、財政課、県政情報文書課、総務厚生課、財産経営課、私学振興課、市町村課、消防保安課、防災消防航空センター、税務課
企画振興部	企画課、地域振興課、文化企画・世界遺産推進課、川辺川ダム総合対策課、交通政策課、情報企画課、統計調査課
健康福祉部	健康福祉政策課、健康危機管理課、高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課、社会福祉課、子ども未来課、子ども家庭福祉課、障がい者支援課、医療政策課、国保・高齢者医療課、健康づくり推進課、薬務衛生課
環境生活部	環境政策課、水俣病保健課、水俣病審査課、環境立県推進課、環境保全課、自然保護課、循環社会推進課、くらしの安全推進課、消費生活課、男女参画・協働推進課、人権同和政策課
商工観光労働部	商工政策課、商工振興金融課、労働雇用創生課、産業支援課、エネルギー政策課、企業立地課、観光物産課、国際課
農林水産部	農林水産政策課、団体支援課、流通アグリビジネス課、農業技術課、農産園芸課、畜産課、農地・担い手支援課、農村計画課、農地整備課、むらづくり課、技術管理課、森林整備課、林業振興課、森林保全課、水産振興課、漁港漁場整備課
土木部	監理課、用地対策課、土木技術管理課、道路整備課、道路保全課、都市計画課、下水環境課、河川課、港湾課、砂防課、建築課、営繕課、住宅課
国際スポーツ大会推進部	国際スポーツ大会推進課
出納局	会計課、管理調達課
各種委員（会）事務局	議会事務局（*）、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局 *議会事務局の政務活動費については、今回の監査結果には含まれていない。
教育委員会	教育政策課、学校人事課、社会教育課、文化課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、人権同和教育課、体育保健課
警察本部	総務課、警務課、監察課、会計課、教養課、厚生課、情報管理課、広報県民課、留置管理課、生活安全企画課、少年課、生活環境課、サイバー犯罪対策課、地域課、通信指令課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許課、運転免許試験課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警備第一課、警備第二課、外事課、機動隊、警察学校

2 監査対象期間 平成29年度

### 3 監査の主眼

財務に関する事務の執行については、合規性、正確性をはじめ経済性・効率性及び有効性の観点にも留意して実施し、特に不適正経理再発防止策の実効性を検証した。

また、行政に関する事務の執行については、経済性・効率性及び有効性の観点を主眼として、組織の目標管理、主な事務事業の効果、職員の意識改革取組状況等について実施した。

### 4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項及び意見事項は次のとおりである。

#### (1) 指摘事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
知事公室	危機管理 防災課	(物品の亡失について) デジタルカメラ等7点の一般備品を亡失している。 熊本県物品取扱規則等に基づき、適正に管理を行うこと。
総務部	消防保安 課	(収入証紙に係る事務処理について) 危険物手数料について、平成29年度第3四半期実績報告額を第4四半期実績報告額に二重計上したため、収入決算額が過大になっている。 歳出予算から収入証紙特別会計への支出手続を行うとともに、収入証紙消印実績報告の誤りがないよう組織的なチェックを徹底し、再発防止策を講じること。
農林水産部	農地・担 い手支援 課	(農業大学校旧寮解体工事による断線について) 旧寮解体工事において、作業中に解体工事と関係のない浄化槽へつながる電気配線が切断されたことにより使用不能となり、新たに浄化槽の排水業務委託が発生するとともに、浄化槽を復旧させるために解体工事の変更契約がなされている。 発注に当たっては、周到な事前調査と準備を行い、断線等の事故が起きないように努めること。
土木部	住宅課	(県営住宅家賃の過徴収について) 平成29年4月から10月にかけて、県営住宅の家賃徴収事務において、徴収誤りがあり、過徴収分を返還している。 チェック体制の強化を図り、徴収誤りの再発防止に努めること。
議会事務局	議会事務局	(一般役務費の支払遅延について) 本会議録音データ反訳料(平成29年3月3日、8日)について、支払が遅れたため、遅延利息234円が発生している。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払誤りの防止に努めること。

教育委員会	社会教育課	(職員の事務懈怠等に起因した契約等の遅滞について) 職員の事務処理懈怠により、次の課題がある。 (1) 平成 29 年度「被災地域の教育力向上プロジェクト」業務委託において、対象町村との契約手続を行わないまま業務を委託している。 (2) 市町村への補助事業において、上司の決裁を受けないまま実施要領等を発出している。 事務手続において組織的なチェック体制の強化を図り、再発防止に努めること。
	体育保健課	(補助金の収入未済について) 補助金の収入手続において、国への補助金請求書の提出及び官庁会計システムによる申請を失念し、収入未済が生じている。 補助金の収入手続においては、事務手続の漏れが生じないように、組織的なチェックを徹底するなど、再発防止策を講じること。
警察本部	組織犯罪対策課	(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が 1 件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	機動捜査隊	(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい物損事故が 1 件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	高速道路交通警察隊	(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が 1 件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
教育委員会	学校人事課	<p>(学校徴収金の適正な会計処理について)</p> <p>学校徴収金については、公金ではないが公費に準じた適正な会計処理ができるよう学校徴収金取扱要項等を策定し、県立学校訪問等により周知徹底に努めているところであるが、平成30年5月に県立高等学校教職員の学校徴収金私的流用事案が発生している。</p> <p>学校徴収金が準公金であるという認識がなかったこと、チェック体制が十分でなかったことが、教職員の私的流用を招いた一因であると推察されているところである。</p> <p>県立学校における学校徴収金の取扱いの実態を把握するとともに、平成30年度から要項等の一部改正を行うなどの取組がなされているが、改めて学校徴収金が準公金であるとの認識の徹底及びチェック体制の強化を図るなど、学校徴収金の会計処理が適正に行われるよう再発防止策を講じられたい。</p>

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。